

申請のとおり許可し、許可証を交付します。

文書分類番号	04	03	01	008	保存年限	⑤
--------	----	----	----	-----	------	---

公印 要・否	公印押印承認	起案者	文書取扱主任

課長	主幹	係長	主査	担当

別記第1号様式（第2条関係）

## 墓地使用許可申請書

令和 年 月 日

滝川市長 前田 幸吉 様

本籍 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

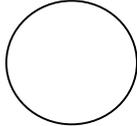
申請者 住所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話 \_\_\_\_\_)

捨印



次のとおり使用したいので申請します。

墓地名	墓地		
使用番号			
使用面積	平方メートル	使用料金	円
備考			

※ 処理欄	許可証	使用料	墓地台帳	図面	摘要
					<ul style="list-style-type: none"> <li>許可番号 第 _____ 号</li> <li>測量要 ( _____ 済) 不要</li> <li>間口 _____ m × 奥行 _____ m</li> </ul>

## 墓地使用許可申請について

### 1. 墓地使用許可の条件

◎墓地を使用できる者は、(1)・(2)に該当すること。

(1) 滝川市に住所を有すること。

例外

- ① 空知太墓地は、空知太墓地の付近に居住する砂川市民にも許可する。
- ② 死亡者が本市に住所を有したことがある親族
- ③ 本市に自ら居住するための住宅を有している者
- ④ 本市に住所を有したことがある者

(2) 親族に死亡した者がいる者

例外

- ① 生前に墓碑を建立すること。

### 2. 墓地使用許可申請の手続き

(1) 墓地使用許可申請書に必要事項を記入して申請すること（印鑑必要）

(2) 添付書類

- ① 住民票（本籍が記載されているもの）
- ② アカイのどちらか。
  - ア 火葬許可証か収蔵証明書
  - イ 墓碑建立確認書類

### 3. 墓地使用料

(1) 墓地使用料は、市役所1階の指定金融機関で納付する。

(2) 滝川市以外に住所を有する場合は、1.5倍の使用料です。

ただし、空知太墓地の使用許可を受けた砂川市民は、本市に住所を有する者として取り扱うこととする。